

令和5年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月28日(月) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1 番	橋口 昌央	2 番	幸妻 正浩	3 番	上野 光正
5 番	松井 正一郎	6 番	永友 薫	7 番	坂元 洋子
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1 番	宮越 美秋	2 番	久保田 伸博	3 番	山本 浩司
5 番	小原 拓也	6 番	赤澤 克俊	7 番	坂本 幸
8 番	永友 定己				

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第42号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第44号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第45号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 金城 朋子 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

では、定刻になりました。会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番上野光正委員、5番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日8月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。議案の2ページをご覧ください。

まず、8月の業務報告についてでございます。

2日に「臨時議会」が開催されております。

4日に「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会臨時総会」が開催されまして、令和5年度から7年度の3か年の役員は、西都市の湯浅幸二会長が連絡協議会の会長、川南町の山下栄会長が副会長に就任されております。

8日に「農業者年金加入推進特別研修会」が開催される予定でありましたが、台風の為、延期となっております。後ほどの計画に出てくると思いますのでよろしくお願いいたします。

9日に開催予定でありました「一ツ瀬川地区土地改良事業促進協議会の幹事・担当者会」は、書面での開催という形で変更となっております。

22日に「地域計画の策定に係る市町村・農業委員会等担当者会議」が開催されております。

23日に「高鍋町畜魂慰霊式」が開催されております。

同じく23日に「新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」が開催され、6名に参加いただいております。

24日に「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和5年度総会及び研修会」が開催されております。

29日に「尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会総会」が開催されます。

30日に「農業者年金受給者協議会の役員会」を開催する予定としております。

8月の総会関係が、22日に現地調査を行いまして、本日28日が総会となっております。

続きまして、9月の業務計画でございます。

7日から26日までの予定で「高鍋町議会定例会」が開催されます。

今回の議会につきましては、令和4年度の決算と一般質問の通告があっております。

「耕作放棄地の問題解決のための対策」、「相続者への対応」等について、質問がされております。会長の方が議場の方で答弁されるかと思っておりますので、傍聴等よろしく申し上げます。

毎年9月に行っております農地法第30条の規定に基づく「農地利用状況調査」につきましては、2ページの一番下の方に記載しておりますけども、7日から14日の間で実施することとしております。

ご自分の担当される地区の日程で、どうしてもその日都合が悪い方は、もう一人の担当委員さんにご相談のうえ、早めに事務局へ申し出てください。ご自分たちで勝手に日にちを変えないようにお願いします。資料の準備等がありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、15日に8月に開催予定されていまして「農業者年金加入推進特別研修会」が開催されます。

9月の総会関係でございますが、22日が現地調査、29日が総会になっております。

9月の方は総会終了時に引き続きまして、「農業者年金加入推進研修会」を行います。

その後に今度は認定農業者の審査を行います「高鍋町農業経営改善等対策会議」がありますので、よろしくお願いいたします。

業務報告等につきましては、以上でございます。

3 ページをご覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

7 月 2 8 日農業委員会総会承認分

農地法第 5 条、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅の件と〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの貸店舗建設の件は、8 月 1 8 日付で許可となっております。
以上です。

4 ページをお開きください。

「農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について」は、
〇〇〇〇 大字〇〇字〇〇****番*
田 他 7 筆

〇〇〇〇 大字〇〇字〇〇****番*
田 他 1 4 筆

の 2 件となっております。ご確認ください。

5 ページをお開きください。

「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 5 2 2 m²

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 1 1 4 m²

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 〇〇〇〇

2 番は、本日の議案第 4 7 号に関連しております。

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 2 1 5 m²

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 〇〇〇〇

解約の理由は合意解約です。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 215 m²

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

解約の理由は合意解約です。

3 番 4 番につきましては、本日の議案第 4 3 号に関連しておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2 ページから 5 ページについてご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号 4、議案第 4 2 号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。農地移動適正化あっせん事業実施要領 9 のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6 ページをお開きください。

議案第 4 2 号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和 5 年 7 月 31 日 売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 396 m² 他 1 筆

2 番 令和 5 年 8 月 16 日 売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 579 m² 他 5 筆

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し申し出 担当委員 7 番 坂本 幸 推進委員
順番委員 2 番 久保田伸博 推進委員

2 番 売渡し申し出 担当委員 6 番 赤澤 克俊 推進委員
順番委員 3 番 山本 浩司 推進委員

よろしくお願いします。

[議長]

日程番号 5、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13 ページと 14 ページになります。

議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。

1 番 使用貸借

農地の所在 大字○○字○○****番*

他 16 筆 計 54,979 m²

貸付人 ○○○○

借受人 ○○○○

この件につきまして、担当の坂元洋子委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

7 番。

[7 番]

はい。7 番、説明します。

○○○○さんから、○○○○さんへの畑 17 筆、使用貸借権の更新の申請です。

現地は 16 ページを見てください。○○線を○○方面に向かい、○○を過ぎ、高速の高架下を過ぎて 20 m 行ったら右折して、2 m 過ぎ左折して、500 m 行ったところにあります。

○○○○さんは○○○○さんの後継者で、畜産業を営まれながら、畑作においては、甘藷や大根を栽培されています。以上説明を終わります。審議よろしくお願いします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。坂元委員の意見に付け加えることはありません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、20 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書をつけております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定することにいたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 883 m²

譲渡人 〇〇〇〇 他 5 名

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の橋口昌央委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番、説明します。

資料 2 2 ページをご覧ください。ページ中央を右上から下に走っているのが県道〇〇線であります。

右上、〇〇坂方面から〇〇方面に 1 k m ほど行きました、〇〇方面入口があります。そのひとつ手前の道路西側にあります畑です。

資料 2 3 ページをご覧ください。現地は緑で縁取られた地番 * * * * 番で、面積 1, 8 8 3 m²です。

地目、現況ともに畑です。

現在 9 筆ほどの畑が 1 枚にまとめられた、三角状の〇〇畑であり、そのうちの 1 枚です。

譲受人であります、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇をされており、〇〇はもちろん水稻栽培もされており、立派な農業従事者であります。

これまでも所有権移転を行う農地について、農地として使用しており、これからも農地として利用するということや、農薬の使用も地域の防除基準に従いますということです。周辺の農業上の利用の影響はないものと考えます。

購入の目的は、経営規模拡大ということです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

[議長]

担当推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい、7 番。

橋口昌央委員の説明に補足するところはないと思いますが、今までずっと土地は買っていたのですが、最近〇〇になられて、また買い出したのではないかなと思って喜んでおります。そういうことです。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。2 5 ページをお開きください。

農地法第 3 条調査書をつけております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。15 ページをお開きください。

3 番 無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 215 m²

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[議長]

それでは、3 番の案件について説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3 条無償移転です。

26 ページから29 ページまでをご覧ください。

場所は、〇〇の中の〇〇地区にあります。

27 ページをご覧ください。赤の線で囲まれた所が現地です。この場所は〇〇から、東へ約250 mのところにあります。

現場は、現地調査のときは畑の中に〇〇があり草が生えておりましたが、昨日現場を確認したところ、ロータリーがかけられ綺麗にされておりました。

〇〇〇〇さんは農地を処分したいとのことで、〇〇〇〇さんに相談されて話がまとまり、無償贈与となりました。

〇〇〇〇さんは水稻、露地栽培をされる認定農業者です。審議をよろしく願いします。

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員1 番。

[推進委員 1 番]

はい、1 番。

坂本会長の説明に、何ら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足をお願いします。

[事務局]

30 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書をつけております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。31 ページをお開きください。

議案第 44 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目・現況 田 849 m²

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

担当の幸妻正浩委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい。では説明させていただきます。

本案件は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への、太陽光発電設置施設を設置するためを目的とする、所有権移転でございます。

場所につきましては、33ページをお開きください。

真ん中に横に大きな道路が通っておりますが、これが〇〇線でございます、〇〇の信号機を右の方向、〇〇方面に行ったら200mぐらい行きますと、〇〇があったのをご存じかと思いますが、その手前が申請地でございます。

この申請地は現地調査した折には、少し土地が荒れておりまして、遊休地みたいにしておりました。そこに太陽光施設の設置ということでございます。

内容につきましては、土地代が〇〇〇〇円。工事等雑費入れまして〇〇〇〇円、総工事費が〇〇〇〇円となっております。この資金につきましては、すべて自己資金ということでございます。

なおここは道路より一段低く、雨水等の土砂の流出もなかろうというふうに、土手がありまして、ないというふうに見受けました。

雨水につきましては、地下浸透ということで、出ております。

なおここは、〇〇水利組合また小丸川土地改良区の範囲内でありまして、この意見書が添付されておまして、あと高鍋町の景観条例、これに適合通知という書類も添付されております。

問題はなかろうと思われまます。よろしくご協議方お願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

事業計画にあたり、各種調査及び候補地の検討を行い、適当な土地は本申請地しかなく、本申請地以外で目的を達成することは出来ないということで、申請をされております。

本案件につきましては、32ページから34ページにそれぞれの図に申請地の位置を示しております。35ページは配置図です。図のように太陽光パネルを

設置し、周囲をフェンスで囲む計画です。

幸妻委員が、雨水は地下浸透で処理します。と言われましたが、地面の方は舗装はありません。なので雨水は地下浸透で処理ということになります。

36ページはパネルの図面です。

37ページは西から見た図と南から見た図で、隣接地からの距離やフェンスの位置の確認のため付けております。ご確認ください。

資金については、事業費を自己資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が申請書に添付されており、事業費を上回る残高があることを確認しており、資金については問題ないと考えます。

今回の太陽光発電ですが、これまでの売電方法とちょっと工法が異なっております。細かいのですが説明します。

これまではFIT制度という経済産業省の認定を受けて、認定を受けたものは自動的に電力会社が一定期間、固定価格で買取る仕組みをとられておりました。今まではこの制度を利用した太陽光だけでした。

今回の申請の太陽光は、経済産業省の認定がなく、自分で売電先と売電の契約をする方法、非FIT、FITにあらずの非を付けているのですけども、そういう呼び方の太陽光発電です。

今後この非FITの太陽光の申請もあるかと思います。施設自体は同じものです。

今回の申請書に売電先との書類が申請書に添付されており、売電の確実性も確認しております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号7、議案第45号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

議案説明の前に44ページ45ページをお開きいただきたいのですが、現地の写真を載せております。

45ページの方が2筆ある内1筆ずつを載せたところではあるのですが、若干上の方にずれているような形になっておりますので、44ページの左上の全体の写真を参考にご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは説明させていただきます。

38ページをお開きください。

議案第45号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字○○字○○*****番*

他1筆 計 267㎡

所有者 ○○○○ 他5名

非農地の事由は、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

この件につきまして、担当の松井正一郎委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明します。

説明のとおり非農地証明交付申請の案件です。

場所は40ページを見てももらいますと、左側の青線沿いの少し大きめの所が10号線になりますが、○○方面へ南下して○○を過ぎますと、左折して○○線に下りる道があります。○○を渡りまして左折、300mほど行きますと、今度は前方に○○様の○○工場が見えてまいります、その手前に空き地がありまして、その奥、○○の○○際に現地があります。

場所は○○○○*****番*と*****番*、面積267㎡。

登記上は田んぼとなっておりますが、現況は44ページを参照していただきますと、現在の状況は草が生えておりまして10年以上放置されていた状態で、農地に現状復帰するのは、なかなか困難かと判断いたしました。

境界につきましては、隣接地が測量しておりまして、旗が立っており、境界確認はきちんとできております。

将来的に農地として使用することが困難であるかと思うので、説明は以上ですが、ご審議をお願いします。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
それでは、質問のないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号 8、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。46 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 他 2 筆 2, 239 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、所有権移転の申請です。

申請地は〇〇字〇〇****番*、304 m²、****番*、591 m²、**
**番*、1, 344 m²の合計 2, 239 m²の 3 筆です。

場所は 10 号線、〇〇入口を過ぎた先に、左に下りる脇道から東に入りました、
〇〇の南隣に位置しています。

いずれも水田で、早期水稻を刈った後、ハウス資材が搬入されていました。

〇〇〇〇さんは新規就農者で、今後は中古ハウスを建て、キュウリを栽培されるそうです。

購入価格は 10 a 当たり 〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。
それでは、質問のないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 他 3 筆 2, 2 2 2 m²

所有権移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんへ、売買での所有権の移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷、米などを生産されています。

申請地は、県道〇〇線を〇〇方面に向かうと、〇〇にかかる〇〇橋があります。
その橋を過ぎること 2 0 m ほどの道路北側の〇〇〇〇****番*、1, 0 5 3
m²、他 3 筆、併せて 2, 2 2 2 m²の田んぼです。

対価は〇〇〇〇円です。

現地を確認したところ、稲刈りが終わってシッテが伸びていました。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[5 番]

いいですか。

[議長]

どうぞ。

[5 番]

〇〇〇〇円は、10a 当たりということですか。

[議長]

はい、7 番

[推進委員 7 番]

全部で〇〇〇〇円です。4 筆です。2, 222 m²です。

[議長]

はい。その他何かありませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

[議長]

次に、利用権設定です。

1 番から 4 番まで、4 件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。47 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 他16筆 29, 228. 27 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当地区が複数にわたりますので、順次お名前を呼ばれて、ご説明をお願いいたします。

[議長]

それでは、推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]

はい。7 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより〇〇〇〇さんに、経営移譲年金に係る親子間での使用貸借の再設定です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、〇〇、芋、水稻を生産されています。

今回担当地、〇〇****番*は〇〇坂を上ると右側に〇〇という〇〇があります。そこを 30 m ほど行くと西に入る道路があります。進むこと 50 m ぐらいのところに〇〇があり、その道を隔てた手前の畑の一部 395.27 m²の宅地です。

境も何もわからないよう芋が植えてありました。

期間は 10 年です。借料は発生していません。以上です。

[議長]

続きまして、推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇****番*、638 m²、****番*、2,500 m²、****番*、2,731 m²です。

現場は、〇〇から〇〇方面に約 400 m 進んだところに、右側に行く農道があります。そこを曲がって約 100 m 進んだところに、右側に 3 筆の田があります。

手前から****番*があつて稲刈り後でした。

****番*と****番*は合体しており、WC S が植えておりました。

続きまして〇〇のところについて説明いたします。

****番*、1,494 m²、****番*、1,171 m²、****番*、246 m²です。

〇〇の入口の脇の道を西に進みますと、縦長の畑があります。道路沿いに育苗ハウスがありまして今、唐芋のつるが伸びておりました。隣に路地きゅうりが植えてありました。周りには竹が囲んでおります。

****番*の反対側にある****番*と****番*は合体していて、雑草が茂っていました。以上です。

[議長]

すみません。

〇〇の上から2番目の****番*ですけど、****と言われました。

[推進委員2番]

すみません。

****番*と****番*です。

[議長]

はい。

それともうひとつ、〇〇の****番*のところの面積が249㎡を246と言われたみたいで、すみません。

[推進委員2番]

いや、すみません。

249でした、すいません。

[議長]

続きまして、推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから認定農業者である〇〇〇〇さんの申し出の、経営移譲年金に係る親子間での使用貸借権の再設定です。

〇〇の4筆ありまして、地番が****、****番*、****番*、****番*。

現地調査をしたところ、〇〇から〇〇方面に下って100mほど行くと該当地があります。

該当地はまだ何も植付けとかもなされていないような状況で、草が生えておりました。以上です。

[議長]

続きまして、推進委員5番。

すみません。もう1つ〇〇のすみません。

[推進委員 6 番]

〇〇の 5 筆ありまして、地番が****番*、****番*、****番*、****番*、****番*です。

これも認定農業者である〇〇〇〇さん申出の、経営移譲年金に係る親子間での使用貸借権の再設定です。

現地調査したところ、〇〇〇〇の〇〇工場がありまして、そこを通り過ぎて鋭角に曲がる道がありまして、そこを行くと〇〇を植えていた畑がありまして、まだ、〇〇が取れたような状態でした。以上です。

[議長]

続きまして推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんの、経営移譲年金に係る親子間での使用貸借権の再設定です。

ちょっと資料を見ていないので、現地調査をしていません。

[議長]

暫時休憩をいたします。

それでは再開いたします。

この案件では事務局より補足説明をお願いします。

[事務局]

はい。

〇〇の 1 筆につきましては、この地域は鹿が出るということで、保全をしているということで確認が取れましたので、よろしくお願いいたします。

[議長]

それでは、2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 他 3 筆 6, 4 0 9 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

認定農業者である○○○○と○○○○さんとの経営移譲年金に係る使用貸借権の設定です。

○○○○は、○○を生産されています。

場所は○○の 4 筆です。

牧草を栽培される予定です。

現地調査には行ったのですが、○○○○の境界で道を調べて行ったのですが、○○があるところに入って行ってみたり、立ち入り禁止のところとかが多くて、ちょっとわからなかったです。遠目で、ここだろうという目星をつけて見たのですが、まだ牧草らしい牧草は植えてなくて、草が生えている状態でした。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3 番 農地の所在 大字○○字○○*****番*

畑 1, 899 m²

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の永友定己推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。
〇〇〇〇さんは、キャベツ、白菜などを栽培されております。
申請地は、〇〇地区の〇〇の道路を隔てた東側の農地で、1, 899 m²の畑です。
農地を確認したところ、綺麗にロータリーされておりました。
期間は1年間で、金額は10aあたり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 他3筆 3, 806. 71 m²。

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友定己推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の再設定です。
申請地は、〇〇地区の〇〇から50m行って、東へ100m行ったところです。
ここは前、〇〇場の跡地で、現在は畑として利用されております。
現地を確認したところ4筆ありますが1筆にされており、3, 806. 71 m²
で、現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。
期間は1年間ということで、金額は10a当たり〇〇〇〇円ということです。
以上です。

[議長]

事務局担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。
それでは、質問のないようですので、採決いたします。

1番から4番まで4件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から4番まで4件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委

員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1 番から 4 番まで 4 件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

〔議長〕

日程番号 9、議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1 番から 2 番まで、2 件の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

〔幸妻正浩 委員 退室〕

1 番から 2 番まで、2 件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。50 ページをお開きください。

議案第 47 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 252 m² 他 1 筆 計 484 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明お願いいたします。

〔議長〕

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんは亡くなられており未相続農地ではありますが、相続人の幸妻委員との使用貸借権の設定です。

場所は〇〇の 2 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、まだ稲刈りが終わったばかりで、シッテが生えている状態でした。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 251 m² 他4筆 計3,880 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんは亡くなられており未相続農地ではありますが、相続人の幸妻委員との貸借権の設定です。

場所は〇〇、〇〇の 5 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。

[事務局]

はい、すみません。事務局から補足です。

どちらも未相続農地なのですけれども、利用権の設定を受ける者が幸妻正浩委員で、契約は相続人です。それぞれ〇〇〇〇さんの相続人、〇〇〇〇さんの相続人と幸妻さんとの間での契約になります。よろしくお願いいたします。

要は相続人の幸妻さんが、というような説明になっていたけど、幸妻さん自身は相続人ではないので、あくまでそれぞれの方の相続人と幸妻さんとの契約という意味です。

[3番]

これは、相続は出来るのですか。

[事務局]

賃貸借だから過半要件越していれば問題ないということで契約が通っているので、一応案件にあがっている。

[議長]

相続人の過半数以上が良ければ、通るということですね。

[5番]

契約者、未相続人の名前が出てこなくても大丈夫なのですか。

[事務局]

農地中間は、それぞれの相続人から同意書とか全部ついた上での契約書が出来あがっているので、ここにあがるときは土地の名義人であがっているけど、契約書自体は正しくなっておりますのでそこは大丈夫です。

[議長]

その他何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から2番まで2件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から2番まで2件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1番から2番まで、2件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

〔幸妻正浩 委員 入室〕

〔事務局〕

今の案件もですけど、利用権設定で以前は農地中間を使うと、公社と実際に耕作する人というのは県が告示をしておりました。それに関して今度は町で計画として出さないといけないので、今で言う50ページの案件で言うと、右から2列目のところには、公益社団法人宮崎県農業振興公社と入っていると思うのですが、そのあと今まで3月までの部分では、幸妻さんの名前ところが公社になっていたと思います。

公社から先に貸すところは、もう全く議案にもかからなかった案件なので、この議案47号の1行目のいちばん上です。計画の承認について、になっていると思います。その1ページ前にめくって49ページを見てもらうと、ここは決定になっていると思います。だからここが、いわゆるこの農業委員会に決定権があるのか、ないのかの違いです。

49ページは決定権がある案件。

50ページは、県が最終決定をするので、うちは承認になっております。

これが法改正で4月以降変わっている部分になるので、今までもこのようなケースの未相続農地というのがいろいろあったかと思いますが、そこが見えなかった状態なのが多いです。そんな感じでございます。よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは続けます。

3番から12番まで10件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 010㎡ 他16筆 計16, 567㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんは亡くなられており、未相続農地ではありますが、相続人である〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇の 17 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈りが終わったばかりなので、シッテが生えている状態でした。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 565 m² 他9筆 計4, 255 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇の 10 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務]

はい。

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番

田 3 5 4 m² 他 8 筆 計 6, 4 9 4 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇の 9 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番

田 6 3 4 m² 他 4 筆 計 3, 5 5 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇の5筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 000㎡ 他3筆 計4, 412㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇、〇〇の4筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 272㎡ 他4筆 計2, 474㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇の 5 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 1, 0 0 0 m² 他 2 筆 計 2, 9 7 8 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇の 3 筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。

[議長]

1 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 526㎡ 他3筆 計3, 621㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇の4筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 591㎡ 他7筆 計4, 207㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの農地中間での使用貸借権の設定です。

場所は、〇〇の8筆です。

水稻を生産される予定です。

現地確認に行ったところ、稲刈り後でシッテが生えている状態でした。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 2, 114 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。

1番、説明いたします。

諸報告でもありましたけど、5ページの合意解約後の案件でございます。

〇〇〇〇さんから農業振興公社への農地中間管理機構を利用した利用権貸借でございます。

耕作者の〇〇〇〇さんは認定農業者で、露地野菜、水稻、WCSなどを栽培しております。

申請地は、〇〇にある〇〇商店の前の農道を東へ200mほど行った左の道路沿いでございます。

現状は、稲が刈り取られた状態でございます。

期間は7年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

3番から12番まで10件の案件について、一括して採決することといたし

ます。

3番から12番まで10件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、3番から12番まで10件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべて終わりました。

これをもちまして、令和5年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時20分)